

6 月 定 例 会 議 員 提 出 議 案

(草津市議会会議規則第14条)

会第2号

「議員提出規則案」

令和3年6月4日

提出議案

会第 2 号 草津市議会会議規則の一部を改正する規則案 3

会第2号

草津市議会会議規則の一部を改正する規則案

上記の議案を地方自治法(昭和22年法律第67号)第112条および草津市議会会議規則(平成9年草津市議会規則第2号)第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和3年6月4日

草津市議会議長

西 田 剛 様

提出者

草津市議会議員

中嶋 昭雄

賛成者

草津市議会議員

奥村 恭弘

西村 隆行

藤井 三恵子

八木 良人

草津市議会会議規則の一部を改正する規則

草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第91条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正理由

女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図るため、本会議および委員会における欠席事由を明文化するとともに、出産のため出席できない期間の範囲を明確化することについて所要の改正を行うもの。